

認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等減額事業

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、下記の要件を満たす人は、家賃・光熱水費・食費について、下表のとおり減額されます。

【減額される金額（月額）】

利用者負担段階	対象となる人	家賃		光熱水費・食費 （上限）
			上限	
第1段階	生活保護受給者	各事業所の家賃から40,000円を控除した額	なし	20,000円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の人		20,000円	15,000円
第3段階	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人		15,000円	10,000円

＜減額の例＞

（家賃減額の例）

家賃 70,000 円の場合

利用者負担段階	減額の基準額	減額される金額	減額後の利用者負担額
第1段階	（家賃）（控除額）	30,000円	40,000円
第2段階	70,000円－40,000円	20,000円	50,000円
第3段階	＝30,000円	15,000円	55,000円

※家賃（70,000円）から40,000円を控除した額「30,000円」を基準として減額されます。

※家賃から40,000円控除した金額が上限額を超えている場合は、減額は上限額となります。

※月途中で入退居された場合は、家賃の助成額の計算方法が異なります。

（光熱水費・食費減額の例）

光熱水費 18,000 円、食費 48,000 円（食費日額 1,600 円で月 30 日の時）の場合

利用者負担段階	減額対象の金額	減額される金額	減額後の利用者負担額
第1段階	（光熱水費）（食費）	20,000円	46,000円
第2段階	18,000円＋48,000円	15,000円	51,000円
第3段階	＝66,000円	10,000円	56,000円

※光熱水費と食費の合計が上限額を超えている場合は、減額は上限額となります。

※月途中で入退居された場合や入院等により食費が減額された場合は、光熱水費・食費の助成額の計算方法が異なります。

【対象となる人】

生活保護受給者 又は 次のすべての要件を満たす人

1. 住民税非課税世帯
2. 年間収入額が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
3. 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
4. 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと
5. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
6. 介護保険料を滞納していないこと

【申請に必要なもの】

1. 申請書（市の窓口にあります。）
 2. 被保険者および世帯員の収入・資産等申告書（**要押印**）
（市の窓口にあります。）
 3. 世帯の年間収入及び預貯金等の金額が確認できるもの
 4. 利用者・申請者の本人確認ができるもの
- *市の窓口に提出してください。



【認定証の交付】

- ・認定されると「認知症対応型共同生活介護家賃等減額認定証」を郵送します。
- ・認定証はグループホームへ必ず提示してください。
- ・認定証は毎年更新する必要があります。

【減額を実施しているグループホーム】

事業所名	住所
グループホーム メイプルリーフ	宇治市木幡南山74-7
グループホーム メイプルリーフ宇治	宇治市槇島町本屋敷10-1
グループホーム ニングルの森 木幡	宇治市木幡中村29-2
グループホーム ニングルの森 平尾	宇治市平尾台1丁目3-8
グループホーム おおわだの郷	宇治市五ヶ庄折坂55
グループホーム やまぶきの郷	宇治市菟道段ノ上20-1
洛和グループホーム宇治琵琶	宇治市宇治琵琶50-1
宇治やすらぎの家	宇治市宇治戸ノ内22-6
グループホーム まごころ大久保	宇治市広野町宮谷69-1
グループホーム まごころ西宇治	宇治市伊勢田町中山45-1
グループホーム ナイスライフいせだ	宇治市伊勢田町毛語27-1
グループホーム なごみの里伊勢田	宇治市伊勢田町毛語45
グループホーム鳳凰槇島	宇治市槇島町大川原35-5
グループホームヴィラ鳳凰	宇治市宇治里尻 36-35
ハーモニーやまはた	宇治市木幡北山畑23-1
グループホーム リエゾン宇治おおくぼ	宇治市大久保町山ノ内55-2
ニチイケアセンター三室戸	宇治市菟道藪里37
グループホームすみれ	宇治市神明石塚25-21
グループホーム おりーぶ	宇治市神明宮北22-38
宇治グループホームそよ風	宇治市広野町西裏42-5

令和6年4月1日現在

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL 0774-22-3141(内線 2342・2343・2344) / FAX 0774-21-0406

URL <https://www.city.uji.kyoto.jp/>（申請書等をダウンロードできます。）